

「容量市場追加オークション募集要綱（対象実需給年度:2024年度）」、 「容量確保契約約款」に関する意見募集 補足説明資料

2022年12月
電力広域的運営推進機関

本資料は、意見募集についての補足説明資料であり、
意見募集の対象ではありません。

ご意見をいただく際のご参考にしてください。

1. 今回の意見募集対象文書
2. 「2023年度追加オークションに向けた検討」の反映箇所
3. 「容量確保契約約款」の変更箇所

1.今回の意見募集対象文書(1/2)

- 今回の意見募集対象文書は「容量市場追加オークション募集要綱（対象実需給年度:2024年度）」と「容量確保契約約款」になります。他の容量市場に関連する文書との関係は以下のとおりです。

関連文書等		概要	公表状況
容量市場 関連文書	容量市場 募集要綱 ※1※2	メインオークション 募集要綱	・メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定
		追加オークション 募集要綱	・追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定 （様式1）容量市場への参加登録申請に伴う誓約書 （様式2）期待容量等算定諸元一覧
		その他は順次発行予定	・特別オークション募集要綱、等
	容量確保 契約書 ※1※3	契約書	公表済
		容量確保契約約款	・今回の意見募集対象
	容量市場 業務マニュアル ※1※2	メインオークションの 参加登録編	・メインオークションの参加登録申請の手順、提出書類等について記載
		メインオークションへの応札・ 容量確保契約書の締結編	・メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載
		追加オークションの 参加登録編	・追加オークションの参加登録申請の手順、提出書類等について記載
		追加オークションへの応札・ 容量確保契約書の締結編	・メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載
		実需給前に実施すべき業務 （全般）編	・余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録、FIT法適用の電源でない 場合の異議申立、事業者の退出表明に基づく市場退出の手順、提出書類等について記載
		電源等差替編	・電源等差替の手順、提出書類等について記載
		実効性テスト編	・電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を行います ※2：対象実需給年度毎に公表します ※3：対象実需給年度に依らず共通です

1.今回の意見募集対象文書(2/2)

関連文書等		概要		公表状況
容量市場 関連文書	容量市場 業務マニュアル ※1※2	容量停止計画の調整業務編	・容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	・2024年度向け：公表済 ・2025年度向け：今後公表予定 ・2026年度向け：今後公表予定
		その他は順次発行予定	・アセスメント・ペナルティ編、容量確保契約金額・容量抛出金編、等	(今後公表予定)
	容量市場 システム マニュアル※3	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画編	・容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面、操作方法等について記載	公表済

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を行います ※2：対象実需給年度毎に公表します ※3：対象実需給年度に依らず共通です

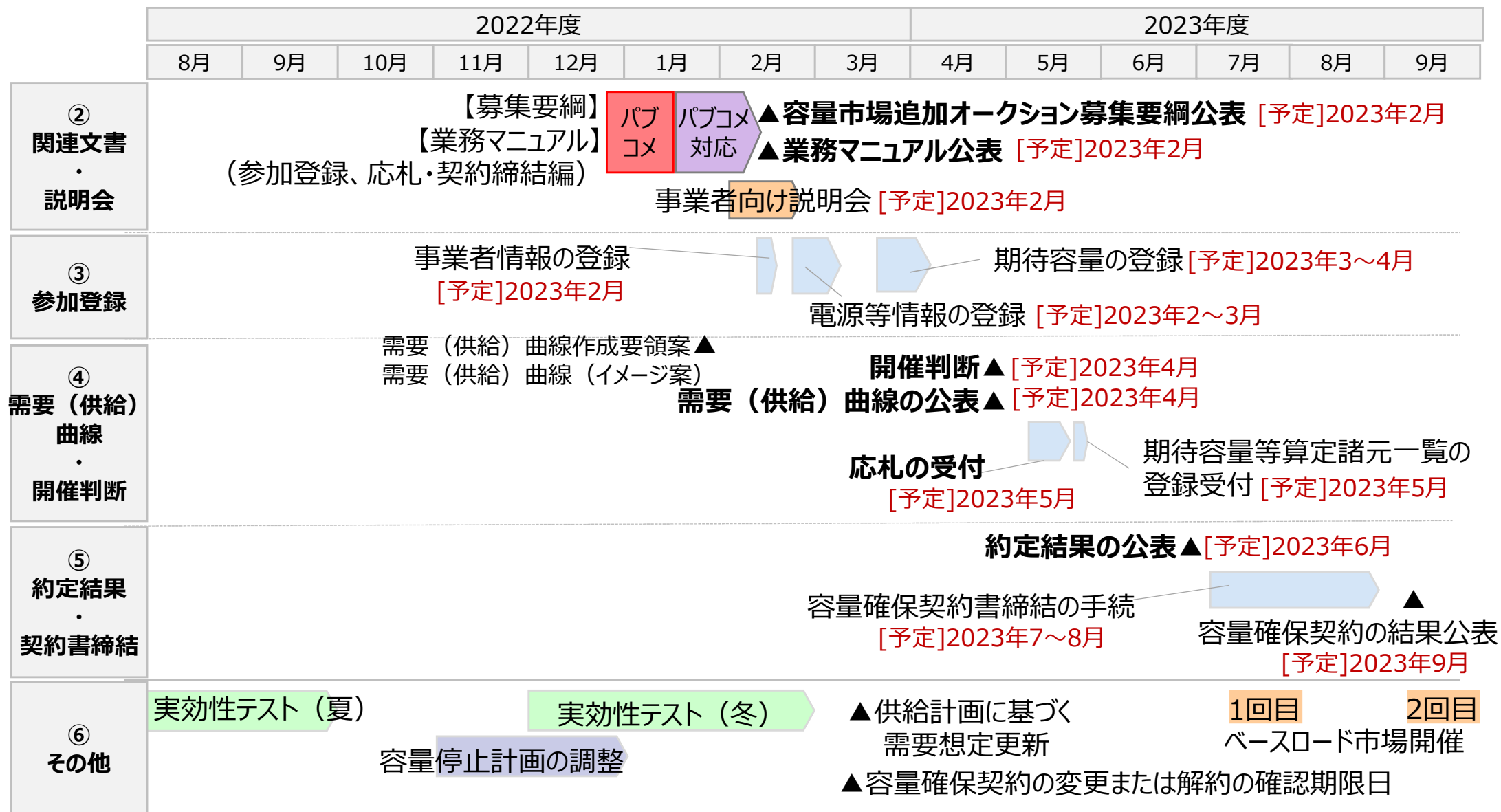
- 今回の意見募集対象となる「容量市場追加オークション募集要綱（対象実需給年度:2024年度）」と「容量確保契約約款」の案では、2023年度追加オークションに向けた検討（※）の反映や記載の明確化等を行っています。

（※）追加オークションに向けた検討については、これまで容量市場の在り方等に関する検討会、および制度検討作業部会（国の審議会）において進められています。

(参考) 2023年度追加オークションの参加登録や応札等のスケジュール (予定)

6

■ 2023年度追加オークションの応札に向けた参加登録等は、以下日程を予定している。



2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

7

①2023年度追加オークションに向けた検討内容の反映箇所（1 / 2）

2023年度追加オークションに向けた検討

募集要綱<上段>・約款<下段>の反映箇所

■ 発動指令電源の募集量等

- 2022年度メインオークションと同様、2023年度調達オークションにおいては、H3需要の1%を上限に発動指令電源を調達（北海道エリアを除く）する。

第6章 調達オークション落札電源および
約定価格の決定方法

1. 落札電源の決定方法（1）エ

なし

■ 経過措置の扱い

- 2022年度メインオークションと同様、2023年度調達オークションにおいては、「①電源等の経過年数に応じた控除率」と「②入札内容に応じた控除率」にもとづく減額を適用する。

第7章 調達オークション契約条件

2. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

附則（2020年6月30日）

第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出

■ 供給曲線に事後的に織り込む供給力の扱いについて（石炭混焼バイオマス）

- 事後的に織り込む供給力（石炭混焼バイオ）は2023年度調達オークションの供給曲線に織り込む。

第6章 調達オークション落札電源および
約定価格の決定方法

3. 需要曲線の概要（3）

なし

■ 非効率石炭火力の誘導措置によるインセンティブ設計の扱いについて

- 2022年度メインオークションと同様、2023年度調達オークションにて落札した電源は、非効率石炭火力を対象とした誘導措置によるインセンティブを付与する。

第7章 調達オークション契約条件

1. 容量確保契約金額

附則（2020年6月30日）

第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出

2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

8

①2023年度追加オークションに向けた検討内容の反映箇所（2 / 2）

2023年度追加オークションに向けた検討

募集要綱<上段>・約款<下段>の反映箇所

■ リリースオークションの応札の最低価格について

- 容量拠出金低減の実効性とオークションへの参加インセンティブをできるだけ両立しようとする観点から、最低価格の水準をメインオークションにおけるエリアプライスの60%とする。

第10章 リリースオークションの応札方法
1. 応札方法（5）

なし

■ リリースオークションで約定した場合の取り扱いについて

- リリースオークションで約定した容量は市場退出となるが、経済的ペナルティの算定対象外とする。

第12章 リリースオークション後の契約条件
2. 市場退出（1）

第13条 市場退出時の経済的ペナルティ

2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

9

②発動指令電源の募集量等（1 / 4）

2023年度追加オークションに向けた検討

■ 発動指令電源の募集量等

- 2022年度メインオークションと同様、2023年度調達オークションにおいては、**H3需要の1%を上限に発動指令電源を調達（北海道エリアを除く）**する。

募集要綱・約款への反映内容

- 調達オークションにおける発動指令電源の応札上限容量を記載【募集要綱】

2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

10

②発動指令電源の募集量等（2 / 4）

募集要綱・約款での記載

【募集要綱】 第6章 調達オークション落札電源および約定価格の決定方法

1. 落札電源の決定方法

（1）以下の手順にて調達オークション（全国）の落札電源を決定します。

（略）

エ 発動指令電源は、H3需要の1%を上限に調達します（北海道エリアを除く）。

※追加オークション募集要綱（案）で新たに追記等を行った部分を赤字にしています（2022年度メインオークション募集要綱との比較）

2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

11

②発動指令電源の募集量等（3 / 4）

第40回容量市場の
在り方等に関する検
討会資料より

5. メインオークションにおける見直し項目の扱いについて

①発動指令電源の調達上限の扱い

2021年度・2022年度
メインオークションを反映

31

- 2020年度に行った実需給2024年度向けのメインオークションにおいて、発動指令電源はH3需要の3%を調達上限容量（追加オークションでの設定なし）と設定して募集※1を行った。
※1：メインオークションにおいてH3需要比2.6%が約定（調達上限容量473万kWに対し、415万kWの約定）
- 発動指令電源の調達上限は、実需給2025年度において4%、実需給2026年度において5%と設定を変更し、追加オークションでは**発動指令電源の調達上限を1%※2として実施する見直し**を行っている。
※2：調達上限を3%から引き上げた場合、調整係数が100%未満となるエリアがあるため、実需給2025年度は調整係数100%の範囲で調達し、実需給2026年度から調整係数を事後的に算定し反映
- **そのため、2023年度追加オークションにおいても、H3需要の1%を上限に発動指令電源を調達（北海道エリアを除く※3）**することとしてはどうか。
※3：北海道エリアは4%導入した場合、供給力が100%見込めず調整係数をかける必要が生じる算定結果となったため。
- なお、**開催判断前までに発動指令電源の市場退出があった場合は、市場退出した部分を発動指令電源の上限に追加**することとしてはどうか。

（参考）2025年度追加オークションにおける発動指令電源の整理

32

2. これまでの整理と本日の内容

第33回容量市場
の在り方等に関する
検討会資料より

- 国の審議会において、**実需給対象年度2025年度の追加オークション**については、**これまでの発動指令電源の調達上限3%（平年H3需要比）を4%へ拡充し、拡充分1%については調整係数の扱いを検討することと整理**されている。
- 第66回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（以下、調整力等委という）において、発動指令電源の導入量上限における供給力評価について検討が行われ、**容量市場の発動指令電源の調達上限を4%とした場合は調整係数の設定の必要性**が示された。
- 本日は、調整力等委において示された内容を踏まえて、2025年度の追加オークションにおける発動指令電源の調整係数の扱い、および2026年度以降のオークションに向けた発動指令電源の調整係数に関して整理を行ったので、ご意見をいただきたい。

発動指令電源（DR）の拡充について

第48回制度検討作業部会資料より

- 今後、再生可能エネルギーが更に増加していき、発動指令電源として期待されるDRを含めたアグリゲータの組成や市場参入が期待される中で、更なる市場参加者の拡大を促すような制度変更が望ましいと考えられる。
- 電源Iの実績と比較して容量市場の初回オークションの発動指令電源の調達量は大きく増加している。
- このような点も踏まえて、**発動指令電源の調達上限については、現行の3%から全体として4%に拡充することとしてはどうか。**
- また、その場合には、メインオークションでの調達量は初回オークションの調達上限と同様の3%とし（上限に達しなかった場合には他の電源区分の電源を調達）、追加オークションでは**拡充分の1%を上限として確保することとしてはどうか。**また、追加オークションでの調整係数について検討することとしてはどうか。

2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

②発動指令電源の募集量等（4 / 4）

第40回容量市場の
在り方等に関する検
討会資料より

（参考）2025年度追加オークションにおける発動指令電源の整理

33

（参考）2025年度追加オークションにおける発動指令電源の整理

34

3. 発動指令電源の調整係数の算出結果

第33回容量市場
の在り方等に関する
検討会資料より

- 調整力等委において、発動指令電源の導入量上限3%および4%の供給力評価を実施し**エリア毎の年間調整係数の算定結果**が示された。
- 発動指令電源の導入量上限が3%の場合は、発動の考え方の整理を調整力等委で行い算定した結果、すべてのエリアで年間調整係数が100%であった。
- 一方、導入量上限が4%の場合は、**北海道エリアにおいて調整係数が100%未満**であった。

発動指令電源の年間調整係数の算出結果

第66回調整力及び需給バランス評価等に関する委員資料より

- 2025容量市場における発動指令電源の導入量上限3%及び4%の供給力評価を算出した結果、ほぼ100%という結果となった。
- これは、前述の通り、端境期の発動指令電源に稼働可能なことが、年間停止可能量の確保を可能とし、結果として調整係数が100%となる。
- なお、北海道エリアのように、導入量増加に伴い調整係数が減少し、供給力の未達量が多くなることで、年間調整係数も減少することが今後考えられる。

〔導入量上限3%〕

〔単位：73kW・%〕

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
発動指令電源	11	48	125	95	15	68	42	14	58
	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)

〔導入量上限4%〕

〔単位：73kW・%〕

	北海道*	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
発動指令電源	12	64	168	128	20	91	56	18	77
	(83%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)

※ 北海道は年単位で可能量月別換算1.99万以下となっており、調整係数100%を下回す

5. 発動指令電源の調整係数にかかる論点

第33回容量市場
の在り方等に関する
検討会資料より

論点① 2025年度の追加オークションにおける発動指令電源の調整係数について

- 2025年度の追加オークション**については、メインオークションでは調整係数を適用していないこと、調達上限容量は4%に拡充されることを踏まえて、**調整係数については以下の対応案**が考えられる。
 - 案1：調整係数が100%となる導入量の範囲で調達する
 - 案2：調整係数を適用して調達する
- 案2の場合、メインオークションは調整係数を適用せず調達しているため、追加オークション部分のみ調整係数を適用することとなり**kW価値が大きく下がる**ことが想定される。
※調整力等委で示された北海道の調整係数（83%）は、メインオークションと追加オークションの両方に適用する前提のため、追加オークションのみに適用する場合は更に調整係数が下がることが想定される。
- 案1の場合、特定エリアの調達量は調達上限容量である4%とならないものの、全国で調達上限容量を4%とする前提において、**メインオークションと追加オークションの発動指令電源のkW価値を公平に扱うことができるため、2025年度の追加オークションでの調整係数の扱いについては、案1としてどうか。**

	案1：調整係数100%の範囲で調達	案2：調整係数を適用
メリット	・同一エリアの発動指令電源のkW価値を公平に扱うことができる。 ・アセスメント、ペナルティについて、従来と同様の算定方法で対応可能。	・全国の調達上限容量の範囲内で調達するため、従来と同様の約定処理で対応可能
デメリット	・特定エリアの調達量が調達上限容量の4%とならない可能性がある。	・メインオークションよりも追加オークションで調達する発動指令電源のkW価値が下がる

2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

13

③経過措置の扱い（1 / 6）

2023年度追加オークションに向けた検討

■経過措置の扱い

- 2022年度メインオークションと同様、2023年度調達オークションにおいては、**「①電源等の経過年数に応じた控除率」と「②入札内容に応じた控除率」にもとづく減額を適用する。**
- 適用にあたり、見直し検討時には作成されていない2024年度の控除率を設定することとなるため、**2025年度以降の控除率変化傾向を踏まえ、以下の控除率を設定**する。

電源等の経過年数に応じた控除率： **9.0%**、入札内容に応じた控除率： **21.6%**

募集要綱・約款への反映内容

- 調達オークションにおける経過措置として、「電源等の経過年数に応じた控除」、「入札内容に応じた控除」の両方を控除適用対象とすることを記載【募集要綱・約款】

2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

14

③経過措置の扱い（2／6）

募集要綱・約款での記載

【募集要綱】 第7章 調達オークション契約条件

2. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

（1）安定電源および変動電源（単独）に対して、以下に該当する場合は経過措置の対象とします。

ア 2010年度末までに建設された電源

なお、2011年度以降に、上記の対象電源が増出力した場合、増出力分についても経過措置による控除の対象とします。

ただし、2011年度以降から電源等情報登録前までに、同一構内において、同時期に発電機の主要な電気設備の全てを更新し、本機関が認めた場合については、経過措置対象外とする場合があります。この場合、設備更新の内容および時期等が分かる資料（国または国の関係機関に届出等されたものに限る）を提出していただきます。

イ 調達オークション応札時の応札価格が、当該エリアの約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源

ただし、調達オークションの個々の電源の約定価格が、同指標価格の50%（※）以下となった場合は、上記アおよびイの経過措置による控除を行わないものとします。

また、調達オークションの個々の電源の約定価格が、同指標価格の50%を超えており、かつ上記アおよびイの経過措置を適用した際に、同指標価格の50%以下となる場合は、当該電源の経過措置適用後の価格が同指標価格の50%の価格となるように、経過措置による控除額を調整します。

※（同指標価格の50%）の値にて円未満を切り捨て

（2）上記（1）アについて、1計量単位に経過措置対象電源（ユニット）と経過措置対象外電源（ユニット）が混在する場合には、電源等の経過年数に応じた控除率に基づく電源等の経過年数に応じた控除額係数は、対象となるユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。

（3）上記（1）アに対する電源等の経過年数に応じた控除並びに電源等の経過年数に応じた控除額係数、および（1）イに対する入札内容に応じた控除並びに入札内容に応じた控除額係数については、容量確保契約約款の附則（2020年6月30日（2023年 月 日改定））の第2条にて規定します。

（4）上記（1）アに対する電源等の経過年数に応じた控除額係数に、上記（1）イに対する入札内容に応じた控除額係数を乗じたものを、経過措置控除係数とします。

（5）容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定方法については、容量確保契約約款の附則（2020年6月30日（2023年 月 日改定））の第2条にて規定します。

※追加オークション募集要綱（案）で新たに追記等を行った部分を赤字にしています（2022年度メインオークション募集要綱との比較）

2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

15

③経過措置の扱い（3／6）

募集要綱・約款での記載

【約款】 附則2020年6月30日（2023年 月 日改定）

第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出
(略)

1. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額
＝ 契約単価※1 × 契約容量
－ 経過措置控除額
－ 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額
－ 第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ※2

経過措置控除額 ＝ メインオークションの約定価格※3
× {メインオークションの落札容量※4 × (1 - 経過措置係数)} ※5

経過措置係数 ＝ (1 - 控除率)

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額※6
＝ 個々の電源の調達オークションの約定価格※7 × 調達オークションの落札容量※8 × (1 - 経過措置控除係数)

経過措置控除係数＝電源等の経過年数に応じた控除額係数×入札内容に応じた控除額係数

電源等の経過年数に応じた控除額係数 ＝ (1 - 電源等の経過年数に応じた控除率)

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします

※2：容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量および供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正

※3：経過措置控除額の算定に適用する約定価格はメインオークションの約定価格とします

※4：経過措置控除額の算定に適用する落札容量はメインオークションの落札容量とします

※5：メインオークションの落札容量×(1 - 経過措置係数)の算定時に小数点以下を切り捨て

※6：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定で円未満を切り捨て

※7：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定に適用する約定価格は調達オークションの約定価格とします

※8：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定に適用する容量は調達オークションの落札容量とします

※上記記載内容のうち、赤字部分が今回の変更部分となります。

2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

③経過措置の扱い（4／6）

募集要綱・約款での記載

【約款】 附則2020年6月30日（2023年 月 日改定）

第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出

（略）

2. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除は、「電源等の経過年数に応じた控除」と、「入札内容に応じた控除」があり、調達オークションにおいて落札された電源等（以下「調達オークション落札電源」）が対象となります。なお、「電源等の経過年数に応じた控除」は、調達オークション落札電源のうち2010年度末までに建設された電源が対象となり、「入札内容に応じた控除」は、各エリアにおいて調達オークション応札時の応札価格が当該エリアの約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源が対象となります。容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額は前項の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除については、個々の電源の調達オークションの約定価格に経過措置を適用することにより調達オークションの指標価格の50%以下となる際には、以下のように金額を読み替えます。

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額

$\geq \{ (\text{個々の電源の調達オークションの約定価格} - \text{調達オークションの指標価格の50\%}^{※1}) \times \text{調達オークションの落札容量} \}$ の場合

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額^{※2}

$= (\text{個々の電源の調達オークションの約定価格} - \text{調達オークションの指標価格の50\%}^{※1}) \times \text{調達オークションの落札容量}$

※1：（調達オークションの指標価格の50%）の値にて円未満を切り捨て

※2：負値となる場合は零とします

第1項の控除率、電源等の経過年数に応じた控除率、入札内容に応じた控除額係数は、以下のとおりとします。

控除率	・・・	42%
電源等の経過年数に応じた控除率	・・・	9%
入札内容に応じた控除額係数	・・・	78.4%

※上記記載内容のうち、赤字部分が今回の変更部分となります。

2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

17

③経過措置の扱い（5 / 6）

第41回容量市場の
在り方等に関する検
討会資料より

2. メインオークションにおける見直し項目の扱いについて ③経過措置の扱い（1/3）

2021年度・2022年度
メインオークションを反映

3

- メインオークションにおいて、小売電気事業者の事業環境の激変緩和の観点から、対象となる電源に経過措置を適用しており、2023年度追加オークションにおいても適用することが考えられる。
- **2020年度メインオークションにおいては、経過措置対象電源の控除率を42%としていたが、その後のメインオークションでは、「①電源等の経過年数に応じた控除率」と「②入札内容に応じた控除率」にもとづく減額を行う仕組みへ見直しされている。**

【2025年度以降の経過措置の控除率】

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①電源等の経過年数に応じた減額	7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%
②入札価格に応じた減額	18.0%	14.4%	10.8%	7.2%	3.6%

制度検討作業部会
第四次中間とりまとめより

- このため、**2023年度追加オークション（調達）においても、見直し後の考え方を適用**することとし、適用にあたり、見直し検討時には作成されていない2024年度の控除率を設定することとなるため、**2025年度以降の控除率変化傾向を踏まえ、以下のとおり設定**することとしてはどうか。

	2024年度	備考
1. 電源等の経過年数に応じた控除	9.0%	控除率変化傾向Δ1.5%/年より、 2025年度の7.5%に+1.5%で設定
2. 入札内容に応じた控除	21.6%	控除率変化傾向Δ3.6%/年より、 2025年度の18.0%に+3.6%で設定

【計算式】

経過措置の控除額

$$= \text{約定価格} \times \text{約定容量} \times \{ 1 - (1 - \text{電源等の経過年数に応じた控除率}) \times (1 - \text{入札内容に応じた控除率}) \}$$

↑0.09

↑0.216

2. メインオークションにおける見直し項目の扱いについて ③経過措置の扱い（2/3）

4

- 一方、**リリースオークションでは、発電事業者等が自身の契約している容量を売却する仕組みであるため、2020年度のメインオークション時の経過措置の仕組みを適用**することとなる。 ※後頁で説明

【計算式】

$$\text{経過措置控除額} = \text{契約単価} \times [\text{契約容量} \times \{ 1 - (1 - \text{控除率}) \}]$$

↑0.42

2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

18

③経過措置の扱い（6 / 6）

第41回容量市場の
在り方等に関する検
討会資料より

（参考）見直し後の経過措置の減額方法の考え方

5

2. メインオークション募集要綱（案）・約款（案）の主なポイントについて
主な変更内容「支払額の減額」（13/13）

<補足>

小売事業環境の激変緩和

第31回容量市場
の在り方等に関する
検討会資料より

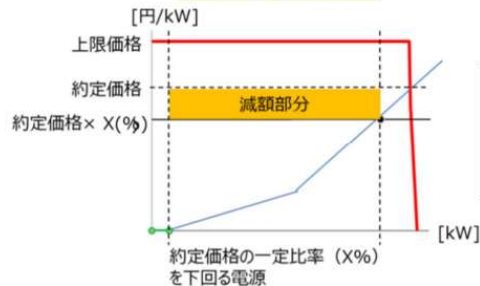
（参考）激変緩和措置（減額方法の考え方）のイメージ

電源の経過年数
に応じた減額

2010年度末以前に建設された電源に対する支払額を一定比率減額

入札内容に
応じた減額

価格に応じた減額



17

2. メインオークションにおける見直し項目の扱いについて

③経過措置の扱い（3/3）

2021年度・2022年度
メインオークションを反映

6

■ 2022年度メインオークションにおいて、約定価格による経過措置の適用について以下のとおり整理された。

- オークションでの約定価格が、NetCONEの半分以上になった場合には、経過措置を適用しない
- 約定価格がNetCONEの半分以上を超え、経過措置を適用した場合の受取額がNetCONEの半分以上の受取額以下となる場合には、NetCONEの半分以上の受取額とする

■ 本見直しは、前述の控除率の見直しも踏まえて整理されたものであるため、**2023年度追加オークション（調達）においても、見直し後の考え方を適用すること**としてはどうか。

3. メインオークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント
③経過措置の扱い（8 / 8）

第38回容量市場
の在り方等に関する
検討会資料より

21

経過措置について

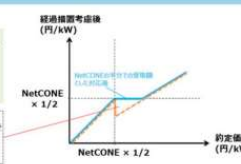
- 前回の本作業部会では、約定価格がNetCONEの半分以上になった場合には経過措置を適用しない案について議論した。一方、NetCONEの半分以上では受取額が逆転することについて議論した。
- 概ね事務局の方向性について意見を述べた。一方、NetCONEの半分以上では受取額が逆転することについて議論した。
- 例えば、NetCONEの半分以上の約定価格がなかった場合には経過措置が適用されるが、NetCONEの半分以上で約定し、経過措置が適用されない場合よりも、事業者の受取額が小さくなる可能性がある。
- そのため、約定価格がNetCONEの半分以上を超え、経過措置を適用した場合の受取額がNetCONEの半分以上の受取額以下となる場合には、NetCONEの半分以上の受取額とするとしてどうか。

【受取額のイメージ】

経過措置には、以下の二つのあり方がある。①のみ適用される場合、②のみ適用される場合、③の両方が適用される場合があるため、図はそのうちの一つのイメージを示したものである。

① 電源の経過年数に応じた減額
(実需給2026年度向け：6%)
② 入札内容に応じた減額
(実需給2026年度向け：14.4%)

例えば、①の減額が適用される場合には、約定価格が約4,700円/kWから約5,800円/kWの間に受取額が逆転する。
※ NetCONE 9,372円/kW (2025年度向けメインオークションの値) として算出した。



※ 27アバウトNetCONEの半分以上の場合には、それより低い入札価格が経過措置を適用しない対象となるが、約定価格がNetCONEの半分以上の場合には、その約定価格に応じて適用する対象となる。
※ NetCONEの50%の価格に達しない場合は経過措置を適用しない。

5

2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

④供給曲線に事後的に織り込む供給力の扱いについて（石炭混焼バイオマス）（1 / 3）¹⁹

2023年度追加オークションに向けた検討

- 供給曲線に事後的に織り込む供給力の扱いについて（石炭混焼バイオマス）
 - 事後的に織り込む供給力（石炭混焼バイオ）は**2023年度調達オークションの供給曲線に織り込む。**



募集要綱・約款への反映内容

- 調達オークションの需要曲線の概要に、事後的に織り込む供給力（石炭混焼バイオマス）を加味する旨を記載【募集要綱】

2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

④供給曲線に事後的に織り込む供給力の扱いについて（石炭混焼バイオマス）（2 / 3）²⁰

募集要綱・約款での記載

【募集要綱】 第6章 調達オークション落札電源および約定価格の決定方法

3. 需要曲線の概要 （略）

（2）本機関は、実需給年度が2024年度の調達オークションにおける指標価格、目標調達量等を、実需給年度が2024年度の調達オークション需要曲線の公表にあわせて、公表します。具体的な、指標価格、目標調達量等の公表時期は「第2章 共通事項 3. 追加オークション募集スケジュール」を参照ください。

（3）上記（1）の目標調達量には、FIT電源の期待容量、事後的に織り込む供給力（石炭混焼バイオ）、メインオークション後の算定時点の契約容量および本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札制度を活用した電源等の期待容量の合計を織り込みます。具体的な数値の公表時期は上記（2）と同様となります。

※追加オークション募集要綱（案）で新たに追記等を行った部分を赤字にしています（2022年度メインオークション募集要綱との比較）

2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

④供給曲線に事後的に織り込む供給力の扱いについて（石炭混焼バイオマス）（3 / 3）

21

第40回容量市場の
在り方等に関する検
討会資料より

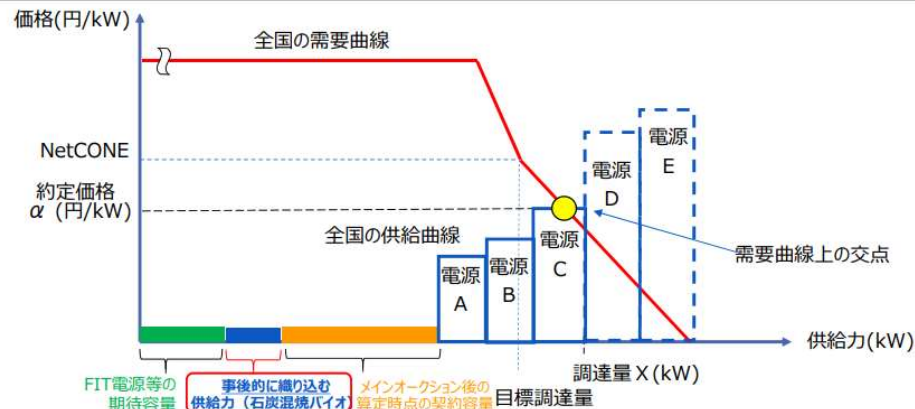
5. メインオークションにおける見直し項目の扱いについて

②供給曲線に事後的に織り込む供給力の扱い（石炭混焼バイオマス）

2021年度・2022年度
メインオークションを反映

35

- 調達オークションを全国市場で行う場合、メインオークションと同様の方法で約定処理を行うことと整理している。
 - 全国の供給曲線は応札情報をもとに応札価格の安い順に並び替えて作成する
 - 発動指令電源の応札容量が追加オークションの調達上限容量を超える場合は、安定電源等と入れ替える
※同一価格の応札が複数存在する場合は、メインオークションと同様の約定処理とする。
- 2020年度メインオークションにおいて、**事後的に織り込む供給力（石炭混焼バイオ）**は供給曲線に織り込まれていなかったものの、2021年度メインオークションで行った整理を踏まえ（2022年度も適用）、**2023年度追加オークションの供給曲線に織り込む**こととしてはどうか。



(参考)「FIT電源等の期待容量」に織り込む容量の扱い

36

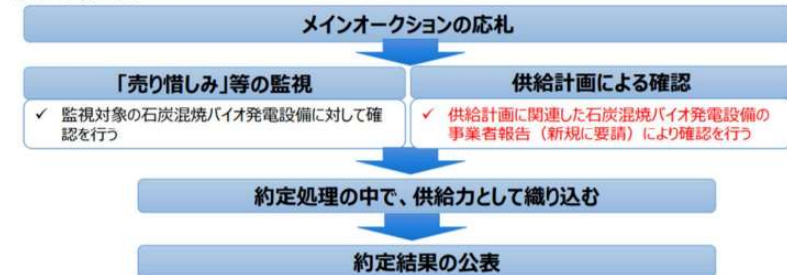
3. 前回の意見、および応札していない電源の対応方法

(1) <A-1> FIT認定を予定している電源

第29回容量市場の
在り方等に関する検
討会資料より

- 石炭混焼バイオマス発電設備のうち、監視対象の電源については、応札後・結果公表前に、監視等委による監視が実施されるため、応札後に確認して織り込むことが可能と考えられる。
- **上記に加え**、FIT制度の適用を想定して応札しなかった石炭混焼バイオマス発電設備は、供給計画で対象※を確認することにより、供給力として織り込むことが可能と考えられる。ただし、現行の供給計画では電源別の内訳が確認できないため、**供給計画提出において新たな確認を事業者に求める**ことが必要となる。(※計画未定や、設備容量が小さい等により、供給計画において確認ができない設備は対象外とする)
- ついては、応札しなかった石炭混焼バイオマス発電設備を把握する仕組みとして、**監視対象の電源と、供給計画で確認された電源から対象を特定し、供給力として織り込む**こととしてはどうか。

<フローのイメージ>



2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

22

⑤非効率石炭火力の誘導措置によるインセンティブ設計の扱いについて（1 / 4）

2023年度追加オークションに向けた検討

- 非効率石炭火力の誘導措置によるインセンティブ設計の扱いについて
 - 2022年度メインオークションと同様、2023年度調達オークションにて落札した電源は、非効率石炭火力を対象とした誘導措置によるインセンティブを付与。



募集要綱・約款への反映内容

- 一定の設計効率の石炭火力について、設備利用率のリクワイアメントの設定、及び一定の設備利用率により容量確保契約金額を減額するペナルティを設定することを記載。【募集要綱】
- 非効率石炭火力に関する新たな措置の内容として、容量確保契約金額の算出、リクワイアメント、アセスメント、経済的ペナルティの詳細を記載。【約款】

2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

23

⑤非効率石炭火力の誘導措置によるインセンティブ設計の扱いについて（2 / 4）

募集要綱・約款での記載

【募集要綱】 第7章 調達オークション契約条件

1. 容量確保契約金額 （略）

また、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が42%以上であることを確認できない電源（以下、「非効率石炭火力電源」という）の場合、容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとしてします。

※1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。また、発電設備容量に対して契約容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する契約容量の比率で補正いたします。

※追加オークション募集要綱（案）で新たに追記等を行った部分を赤字にしています（2022年度メインオークション募集要綱との比較）

2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

⑤非効率石炭火力の誘導措置によるインセンティブ設計の扱いについて（3 / 4）

募集要綱・約款での記載

【約款】 附則2020年6月30日（2023年 月 日改定）

第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出 （略）

8. 前項にかかわらず、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを確認できない電源（以下「非効率石炭火力電源」という）の場合、第4項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

ただし、本項は調達オークション落札電源のみ適用いたします。

※1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。また、発電設備容量に対して調達オークションの落札容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する調達オークション落札容量の比率で補正いたします。

※上記記載内容のうち、赤字部分が今回の変更部分となります。

2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

25

⑤非効率石炭火力の誘導措置によるインセンティブ設計の扱いについて（4 / 4）

第41回容量市場の
在り方等に関する検
討会資料より

2. メインオークションにおける見直し項目の扱いについて ④非効率石炭火力の誘導措置によるインセンティブ設計の扱い

2021年度・2022年度
メインオークションを反映

7

■ 2021年度メインオークションにおいて、**非効率石炭火力を対象とした誘導措置によるインセンティブ設計の見直し**が行われた。

- ・対象 : 入札時点で**設計効率42%未満**の石炭火力
- ・減額率 : **設備利用率50%超**の電源の減額率を**20%**

■ 本見直しはカーボンニュートラルとの整合性を踏まえたものであり、その方向性には変わりはないことから、**2023年度追加オークション（調達）にて落札した電源にもこの考え方を適用すること**としてはどうか。

※2020年度メインオークションの落札電源に遡及適用するものではない。

2. メインオークション募集要綱（案）・約款（案）の主なポイントについて 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所（2/2）

第31回 容量市場の
在り方等に関する検
討会資料より

見直し検討案	募集要綱（案）・約款（案）の反映箇所
対象の判断基準 - 非効率な石炭火力の対象範囲は、入札時点で定まっている設計効率を基本とする。 - 非効率率の基準については、超々臨界（USC）並みの設計効率42%以上／未満を基準とする。	第4章 参加登録 3. 電源等情報の登録 (1) (5) なし
減額の関値、減額率 - 減額の関値を設備利用率50%とし、設備利用率50%超の電源の減額率を20%とする。 20%の減額を除いた金額で毎月の支払いを行い、当該年度の設備利用率が最終月の実績で確定した後、設備利用率50%以下であった石炭火力に対しては、20%の減額分の追加的な支払いを行う。	第7章 契約条件 1. 容量確保保証金額 4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ 4-2 (1) ア (Ⅰ), (2) ア (Ⅰ), (3) ア (Ⅰ) 第2章 容量確保保証金額 第7条 容量確保保証金額の算定 第4項 第3章 権利および義務 第17条 実需結期間中のリクワイアメント 第1項第1号(4) 第18条 実需結期間中のアセスメント 第1項第1号(4) 第19条 実需結期間中の経済的ペナルティ 第1項第1号(4) 第20条 実需結期間中の経済的ペナルティの上限 第2項 附則 (2021年●月●日) 第2条 容量確保保証金額の算出に関する経過措置 第10項

カーボンニュートラルとの
整合性確保

(参考) 非効率石炭火力の誘導措置によるインセンティブ設計の扱い

8

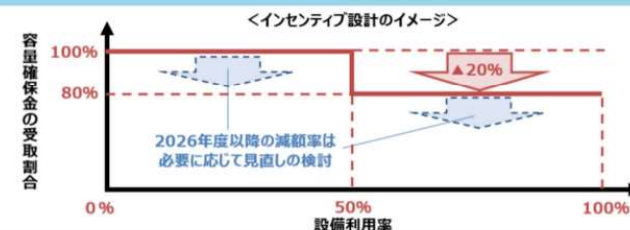
2. メインオークション募集要綱（案）・約款（案）の主なポイントについて 主な変更内容「石炭火力:減額の関値、減額率」（12/12）と補足> **カーボンニュートラルとの整合性確保**

第29回容量市場
の在り方等に関する
検討会資料より

第49回制度検討作業部会資料より

【参考】誘導措置におけるインセンティブ設計について（減額率）

- 前回の作業部会で、非効率石炭火力の具体的な容量確保金の減額幅については、
①脱炭素化を進める観点からは強い稼働抑制を求められる一方、足許の供給力が必ずしも十分でないことを踏まえると、**非効率石炭火力の過度な退出を招かないよう留意する必要があること**
②インセンティブ強化により退出した非効率石炭火力の再稼働は極めて困難であるが、**非効率石炭火力の退出を促すため、インセンティブを段階的に強化すること**という考えの下で定めていくこととした。
- このとき、足下の平均設備利用率67%から減額の関値50%まで稼働抑制する場合、約20%分の稼働抑制（収入減少）が発生。その中でも、稼働抑制のインセンティブを付与する観点から、誘導措置においては、50%まで稼働抑制できない場合、20%分の容量確保金の減額措置を講じることが一案。
- 係る観点から、**2025年度オークションにおいては、急激な減額による事業者の予見性喪失の緩和の観点も含めて、まずは設備利用率50%超の電源の減額率を20%として、2026年度以降の減額率については、石炭火力の稼働状況等も踏まえつつ、必要に応じて見直しを検討することとしてはどうか。**



39

2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

26

⑥ リリースオークションの応札の最低価格について（1 / 4）

2023年度追加オークションに向けた検討

■ リリースオークションの最低価格について

- 容量拠出金低減の実効性とオークションへの参加インセンティブをできるだけ両立しようとする観点から、最低価格の水準をメインオークションにおけるエリアプライスの60%（円未満の端数は切り捨て）とする。



募集要綱・約款への反映内容

■ リリースオークションの応札の最低価格を記載【募集要綱】

2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

27

⑥ リリースオークションの応札の最低価格について（2 / 4）

募集要綱・約款での記載

【募集要綱】 第10章 リリースオークションの応札方法

第10章 リリースオークションの応札方法

1. 応札方法 （略）

（5）応札価格は1円単位で登録できます。また、応札の最低価格は、対象実需給年度のメインオークションにおけるエリアプライスの60%（円未満の端数は切り捨て）とします。

※追加オークション募集要綱（案）で新たに追記等を行った部分を赤字にしています（2022年度メインオークション募集要綱との比較）

2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

⑥リリースオークションの応札の最低価格について（3 / 4）

第73回制度検討作業部会資料より

リリースオークション応札目的の類別

- リリースオークションの応札者には、実需給断面における供給力の提供が不可能な見込みの事業者、リリースオークションの約定結果により供給力の提供を判断する事業者、予定通り供給が可能な事業者に類別できる。
- 予定通り供給が可能な事業者のうち、できるだけ低価格での買戻しを狙って応札を行うケースが想定され、応札価格のまま**低価格で約定した場合は、結果的にほぼ予定収入を維持したままリクワイアメント・ペナルティを回避できるケースが存在。**

メインオークション約定後
実需給断面における
供給力提供見込み

動機

想定される応札行動

不可能	市場退出によりペナルティを支払うケースよりも損失を低減	約定価格110%以下であれば約定するように買入札
リリースオークション 約定により判断	リリースオークションの約定結果により供給力を提供するかどうかを判断(DR実施や設備改修の実施判断)	買戻し約定による確定損益が供給力を提供・増強しないことによる機会損失よりも大きくなる価格で買入札
可能	- 予定通りメインオークションでの約定に基づく供給力を提供 - できるだけ低価格での買戻し	- 買入札をしない - できるだけ低い価格(最も低いケースで0円/kW)で買入札

2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

29

⑥リリースオークションの応札の最低価格について（4 / 4）

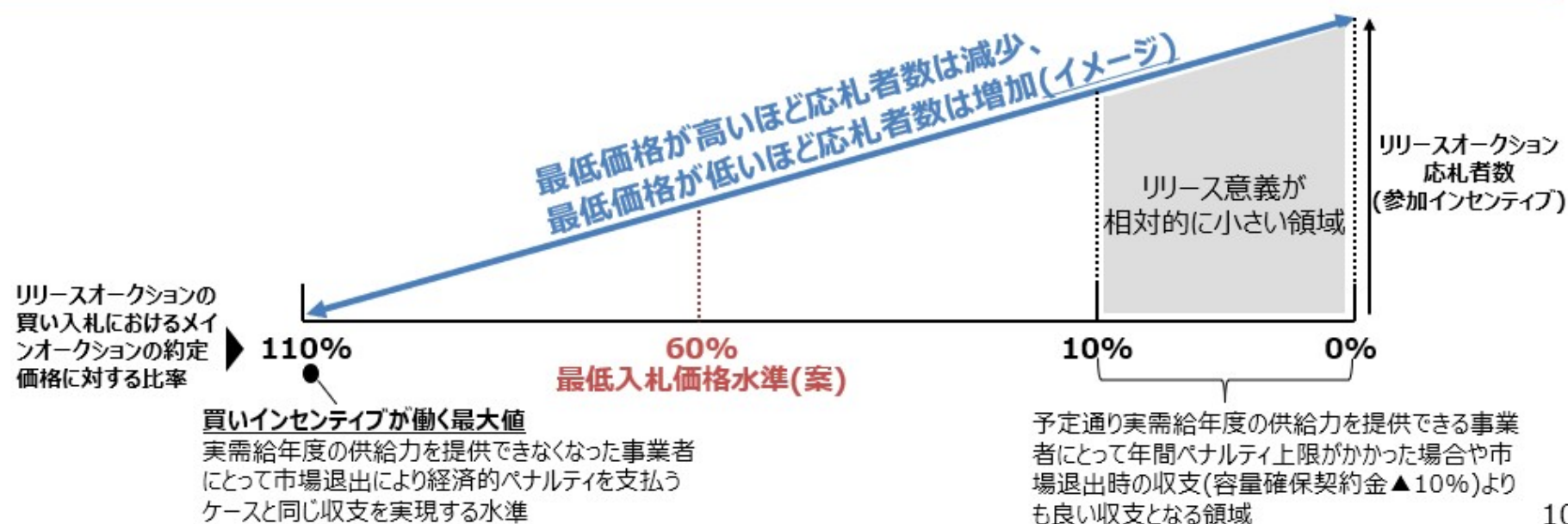
第73回制度検討作業部会資料より

リリースオークションの最低価格と監視について

- リリースオークションの応札価格は、市場退出による経済的ペナルティ等を考慮すれば、容量確保契約金の0%～110%が応札者にとって合理的となる。安い価格での応札が可能であれば応札者は集まるが、特に応札者にとって条件の良い価格帯（10%以下）で約定してしまうと、供給力はリリースされる一方、容量拠出金の低減の効果は限定的となる。
- そのため、最低入札価格については、容量拠出金低減の実効性とオークションへの参加インセンティブをできるだけ両立しようとする観点から、最低価格の水準をメインオークション約定価格*1の60%*2としてはどうか。また、リリースオークションの約定結果を受けて、今後、必要に応じて調整することとしてはどうか。
- また、リリースオークションへの参加は任意であり、最低価格を設定した場合はリリースオークション約定時に容量拠出金の低減という機能を果たせることから、リリースオークションの監視については不要としてはどうか。

*1：各事業者に適用する基準にはエリアプライスを考慮する一方、設定基準の煩雑化を防ぐ観点から経過措置やマルチプライスでの約定価格は考慮しない価格を想定

*2：例えば、最低入札価格が約定価格となった場合、落札者は、メインオークションの約定価格の40%の交付金を受け取り、実需給期間中の容量市場のリクワイアメントは課されないこととなる（経過措置対象外電源の場合）。最低価格の算出にあたり1円未満の端数は切り捨てとし、応札者は最低価格以上で入札するものとする。



2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

30

⑦ リリースオークションで約定した場合の取り扱いについて（1 / 3）

2023年度追加オークションに向けた検討

- リリースオークションにて約定後の扱いについて

- ▶ リリースオークションで約定した容量は市場退出となるが、経済的ペナルティの算定対象外とする。



募集要綱・約款への反映内容

- リリースオークションで約定した容量は市場退出となるが、経済的ペナルティの算定対象外とする内容を記載【募集要綱・約款】

2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

31

⑦ リリースオークションで約定した場合の取り扱いについて（2 / 3）

募集要綱・約款での記載

【募集要綱】 第12章 リリースオークション後の契約条件

第12章 リリースオークション後の契約条件

（略）

2. 市場退出

（1）容量提供事業者が契約容量を減少させる場合（市場退出する場合）、当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティが科されます。

※契約容量が1,000kWを下回った場合は、全量が市場退出したものとして扱われます。

なお、リリースオークションで約定した容量は市場退出となりますが、市場退出時の経済的ペナルティの算定対象外となります。

※追加オークション募集要綱（案）で新たに追記等を行った部分を赤字にしています（2022年度メインオークション募集要綱との比較）

2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

32

⑦リリースオークションで約定した場合の取り扱いについて（3 / 3）

募集要綱・約款での記載

【約款】 第13条 市場退出時の経済的ペナルティ

第13条 市場退出時の経済的ペナルティ
(略)

3. リリースオークションによりリリースされた契約容量は市場退出となりますが、第1項第2号に定める経済的ペナルティの算定対象外となります。

※上記記載内容のうち、赤字部分が今回の変更部分となります。

3. 「容量確保契約約款」の変更箇所

33

- 「容量確保契約約款」の案については、「追加オークションに向けた検討」の反映箇所に加えて、記載内容の明確化や募集要綱と整合を取るための変更を行っています。2022年7月に施行したものからの変更箇所は次ページ以降のとおりです。

3. 「容量確保契約約款」の変更箇所

34

約款での記載

【約款】 第2条 約款の変更

【約款】

<変更前>

本機関は、電気事業法その他の法令の改正等により本約款を変更する必要が生じた場合、本約款を変更することがあります。その場合、本約款の変更後の本契約の契約条件は変更後の本約款によるものとします。



【約款】

<変更後>

本機関は、電気事業法その他の法令の改正や制度改定、趣旨の明確化等により本約款を変更する必要が生じた場合、本約款を変更することがあります。その場合、本約款の変更後の本契約の契約条件は変更後の本約款によるものとします。

3. 「容量確保契約約款」の変更箇所

35

約款での記載

【約款】 第7条 容量確保契約金額の算定

【約款】

<変更前>

1. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

$$\begin{aligned} \text{容量確保契約金額} \\ &= \text{契約単価}^{\ast 1} \times \text{契約容量} \\ &\quad - \text{第16条第1項に基づき調整不調電源に科される} \\ &\quad \text{経済的ペナルティ}^{\ast 2} \end{aligned}$$

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※2：（略）



【約款】

<変更後>

1. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

$$\begin{aligned} \text{容量確保契約金額} \\ &= \text{契約単価}^{\ast 1} \times \text{契約容量} \\ &\quad - \text{第16条第1項に基づき調整不調電源に科される} \\ &\quad \text{経済的ペナルティ}^{\ast 2} \end{aligned}$$

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします

※2（略）

3. 「容量確保契約約款」の変更箇所

36

約款での記載

【約款】 第7条 容量確保契約金額の算定

【約款】

<変更前>

4. 前項にかかわらず、対象実需給年度が2025年度以降において電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時または設備改造時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを確認できない電源（以下、「非効率石炭火力電源」という）の場合、第1項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

※ 1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。

【約款】

<変更後>

4. 前項にかかわらず、対象実需給年度が2025年度以降において電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時または設備改造時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを確認できない電源（以下「非効率石炭火力電源」という）の場合、第1項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

※ 1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。また、発電設備容量に対して契約容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する契約容量の比率で補正します。

3. 「容量確保契約約款」の変更箇所

37

約款での記載

【約款】 第12条 市場退出

【約款】

<変更前>

1. 本機関は、契約電源が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該電源の契約容量の全部または一部の容量を市場退出として扱います。

①（略）

②（略）

③オークション募集要綱で定められた提出書類を、本機関が指定した期限までに提出しない場合や、提出した情報に不備があり是正指示に応じない場合、または提出した情報が不足あるいは虚偽であることが判明した場合、当該電源の契約容量の全量

④～⑩（略）

⑪前各号にかかわらず、契約電源の契約容量の一部が退出した結果、契約容量が1,000kW未満となる場合、当該電源の契約容量の全量

【約款】

<変更後>

1. 本機関は、契約電源が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該電源の契約容量の全部または一部の容量を市場退出として扱います。

①（略）

②（略）

③対応するオークション募集要綱で定められた提出書類を、本機関が指定した期限までに提出しない場合や、提出した情報に不備があり是正指示に応じない場合、または提出した情報が不足あるいは虚偽であることが判明した場合、対応するオークションにおける当該電源の契約容量の全量

④～⑩（略）

⑪リリースオークションにおいてリリースされた契約容量

⑫前各号にかかわらず、契約電源の契約容量の一部が退出した結果、契約容量が1,000kW未満となる場合、当該電源の契約容量の全量

3. 「容量確保契約約款」の変更箇所

38

約款での記載

【約款】 第13条 市場退出時の経済的ペナルティ

【約款】

<変更前>

1. 本機関は、契約電源の全部または一部が第12条に示す市場退出をした場合、当該電源等にかかる容量提供事業者に対し、以下の各号のいずれかに定める経済的ペナルティを科します。

①市場退出が、追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日までの場合
経済的ペナルティ※¹ = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価※² × 5%

②市場退出が、上記確認期限日の翌日以降の場合
経済的ペナルティ※¹ = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価※² × 10%

※¹：経済的ペナルティの金額は円未満を切り捨て

※²：容量確保契約金額を容量確保契約容量 で除したもの

2. (略)

【約款】

<変更後>

1. 本機関は、契約電源の全部または一部が第12条に示す市場退出をした場合、当該電源等にかかる容量提供事業者に対し、以下の各号のいずれかに定める経済的ペナルティを科します。

①市場退出が、追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日までの場合
経済的ペナルティ※¹ = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価※² × 5%

②市場退出が、上記確認期限日の翌日以降の場合
経済的ペナルティ※¹ = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価※² × 10%

※¹：経済的ペナルティの金額は円未満を切り捨て

※²：容量確保契約金額を契約容量で除したもの

2. (略)

3. リリースオークションによりリリースされた契約容量は市場退出となりますが、第1項第2号に定める経済的ペナルティの算定対象外となります。

3. 「容量確保契約約款」の変更箇所

39

約款での記載

【約款】 第14条 実需給期間前のリクワイアメント

【約款】

<変更前>

③ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 実効性テスト結果等

実需給年度の2年度前に、契約容量以上となる実効性テストの最終結果およびこれに準ずるものを本機関に提出すること
ただし、実効性テストの最終結果に準ずるものは、実効性テスト実施と同一年度に属地一般送配電事業者が指令した他の発動実績のうち、契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である必要があります



【約款】

<変更後>

③ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 実効性テスト結果等

実需給年度の2年度前に、契約容量以上となる実効性テストの最終結果およびこれに準ずるものを本機関に提出すること
ただし、実効性テストの最終結果に準ずるものは、実効性テスト実施と同一年度に一般送配電事業者が指令した他の発動実績のうち、契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である必要があります

3. 「容量確保契約約款」の変更箇所

40

約款での記載

【約款】 第16条 実需給期間前の経済的ペナルティ

【約款】

<変更前>

本機関は、第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

- ①電源等の区分が安定電源および変動電源の場合
 - (1)調整不調電源に科される経済的ペナルティ
(略)

※2：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの



【約款】

<変更後>

本機関は、第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

- ①電源等の区分が安定電源および変動電源の場合
 - (1)調整不調電源に科される経済的ペナルティ
(略)

※2：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします

3. 「容量確保契約約款」の変更箇所

41

約款での記載

【約款】 第18条 実需給期間中のアセスメント

【約款】

<変更前>

1. (略)
本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。
- ①電源等の区分が安定電源の場合
(略)
- (2) 発電余力の卸電力取引所等への入札
(略)
- ・リクワイアメント未達成量※1 = 発電余力 - 卸電力取引所等に入札した容量 ※2
 - ・発電余力※1 = アセスメント対象容量 - 発電計画
※1: 負値となる場合は零とします
※2: 提出書類の不足等により確認ができない場合や、燃料制約等の妥当性が確認できない場合は発電余力の全量をリクワイアメント未達成量とします
- (3) (略)
- (4) 稼働抑制
対象実需給年度が2025年度以降において、非効率石炭火力電源の実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えていないか確認します
(略)
- ※3: 契約容量と各月のアセスメント対象容量が異なる場合は、アセスメント対象容量に応じた補正により計量値（送電端）相当を算定します
- ※4: 部分差替（容量確保契約容量の一部容量を差替えること）を実施した場合は、電源等差替の状況に応じた補正により計量値（送電端）相当を算定します

【約款】

<変更後>

1. (略)
本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。
- ①電源等の区分が安定電源の場合
(略)
- (2) 発電余力の卸電力取引所等への入札
(略)
- ・リクワイアメント未達成量※1 = 発電余力 - 卸電力取引所等に入札した容量 ※2※3
 - ・発電余力※1 = アセスメント対象容量 - 発電計画
※1: 負値となる場合は零とします
※2: 提出書類の不足等により確認ができない場合や、燃料制約等の妥当性が確認できない場合は発電余力の全量をリクワイアメント未達成量とします
※3: 卸電力取引所等に入札した容量とは、卸電力取引所等に入札したが落札されなかった容量とします
- (3) (略)
- (4) 稼働抑制
対象実需給年度が2025年度以降において、非効率石炭火力電源の実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えていないか確認します
(略)
- ※3: 設備容量と契約容量が異なる場合は、契約容量に応じた補正により計量値（送電端）相当を算定します
- ※4: 部分差替（契約容量の一部容量を差替えること）を実施した場合は、電源等差替の状況に応じた補正により計量値（送電端）相当を算定します

3. 「容量確保契約約款」の変更箇所

42

約款での記載

【約款】 第22条 容量確保契約金額の精算

【約款】

<変更前>

第22条 容量確保契約金額の精算

容量確保契約金額の精算にあたっては、以下の手続きによります。

①本機関より、容量提供事業者に対して支払金額、請求金額等およびその根拠を通知します

②容量提供事業者は、前号の通知を確認し、通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から5営業日以内に、その理由を付して本機関に通知します。

(略)

【約款】

<変更後>

第22条 容量確保契約金額 (各月) の精算

容量確保契約金額 (各月) の精算にあたっては、以下の手続きによります。

①本機関より、容量提供事業者に対して支払金額、請求金額等およびその根拠を通知します

②容量提供事業者は、前号の通知を確認し、通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から5営業日以内に、その理由を付して本機関に通知します。

(略)

3. 「容量確保契約約款」の変更箇所

43

約款での記載

【約款】 第25条 契約の変更

【約款】

<変更前>

1.
容量提供事業者は、以下の各号のいずれかに該当する事象が生じ、容量確保契約に定められた電源等の内容に変更が生じた場合、本契約を変更するものとします。

- ①追加オークションに応札した電源等が落札された場合
- ②リリースオークションにより契約容量の全部または一部を売却した場合
- ③契約電源が第12条に示す市場退出をした場合



【約款】

<変更後>

1.
容量提供事業者は、以下の各号のいずれかに該当する事象が生じ、容量確保契約に定められた電源等の内容に変更が生じた場合、本契約を変更するものとします。

- ①調達オークションに応札した電源等が落札された場合
- ②リリースオークションにより契約容量の全部または一部をリリースした場合
- ③契約電源が第12条に示す市場退出をした場合

3. 「容量確保契約約款」の変更箇所

44

約款での記載

【約款】 附則（2020年6月30日）（2023年 月 日改定）

【約款】

<変更前>

第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出
(略)

1. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額

= 契約単価^{※1} × 契約容量

－ 経過措置控除額

－ 第16条第1項に基づき調整不調電源に科される
経済的ペナルティ^{※2}

経過措置控除額 = 契約単価^{※1}

× { 契約容量 × (1 - 経過措置 係数) } ^{※3}

経過措置係数 = (1 - 控除率)

【約款】

<変更後>

第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出
(略)

1. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額

= 契約単価^{※1} × 契約容量

－ 経過措置控除額

－ 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額

－ 第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的
ペナルティ^{※2}

経過措置控除額 = メインオークションの約定価格^{※3}

× { メインオークションの落札容量^{※4}

× (1 - 経過措置係数) } ^{※5}

経過措置係数 = (1 - 控除率)

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額^{※6}

= 個々の電源の調達オークションの約定価格^{※7}

× 調達オークションの落札容量^{※8}

× (1 - 経過措置控除係数)

経過措置控除係数

= 電源等の経過年数に応じた控除額係数 × 入札内容に応じた控除額係数

電源等の経過年数に応じた控除額係数 = (1 - 電源等の経過年数に応じた控除率)

3. 「容量確保契約約款」の変更箇所

45

約款での記載

【約款】 附則（2020年6月30日）（2023年 月 日改定）

【約款】

<変更前>

第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出
(略)

1. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額
(略)

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。

※2：容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量および供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正

※3：契約容量×（1 - 経過措置係数）の算定時に小数点以下を切り捨て

【約款】

<変更後>

第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出
(略)

1. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額
(略)

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします

※2：容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量および供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正

※3：経過措置控除額の算定に適用する約定価格はメインオークションの約定価格とします

※4：経過措置控除額の算定に適用する落札容量はメインオークションの落札容量とします

※5：メインオークションの落札容量×（1 - 経過措置係数）の算定時に小数点以下を切り捨て

※6：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定で円未満を切り捨て

※7：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定に適用する約定価格は調達オークションの約定価格とします

※8：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定に適用する容量は調達オークションの落札容量とします

3. 「容量確保契約約款」の変更箇所

46

約款での記載

【約款】 附則（2020年6月30日）（2023年 月 日改定）

【約款】

<変更前>

- 第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出
(略)
1. (略)
 2. 控除率は、以下のとおりとします。
実需給期間が2024年度 . . . 42%
(→「3.」に変更 次頁参照)
 3. (略)



【約款】

<変更後>

- 第2条
(略)
2. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除は、「電源等の経過年数に応じた控除」と、「入札内容に応じた控除」があり、調達オークションにおいて落札された電源等（以下「調達オークション落札電源」）が対象となります。
なお、「電源等の経過年数に応じた控除」は、調達オークション落札電源のうち2010年度末までに建設された電源が対象となり、「入札内容に応じた控除」は、各エリアにおいて調達オークション応札時の応札価格が当該エリアの約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源が対象となります。
容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額は前項の算式に基づき算定された金額とします。
容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除については、個々の電源の調達オークションの約定価格に経過措置を適用することにより調達オークションの指標価格の50%以下となる際には、以下のように金額を読み替えます。

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額
 $\geq \{ (\text{個々の電源の調達オークションの約定価格} - \text{調達オークションの指標価格の50\%}^{\ast 1}) \times \text{調達オークションの落札容量} \}$
の場合

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額^{※2}
 $= (\text{個々の電源の調達オークションの約定価格} - \text{調達オークションの指標価格の50\%}^{\ast 1}) \times \text{調達オークションの落札容量}$

※1：（調達オークションの指標価格の50%）の値にて円未満を切り捨て

※2：負値となる場合は零とします

3. 「容量確保契約約款」の変更箇所

約款での記載

【約款】 附則（2020年6月30日）（2023年 月 日改定）

【約款】

＜変更前＞

第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出
(略)

2. 控除率は、以下のとおりとします。
実需給期間が2024年度 . . . 42%

3. 落札された電源等（以下「契約電源」という）に経過措置の対象となるユニットと対象外となるユニットが混在する場合、前項の控除率に基づく経過措置係数は、対象となるユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。
この際、経過措置係数の単位は0.01%とし、その端数は、小数点以下第3位を四捨五入します。

4. 前項の経過措置係数は容量オークションの参加資格通知時点で決定し、契約電源で新增設や第12条に示す市場退出が発生した場合においても変更しません。

5. (削除)

6. 容量確保契約金額は、落札された電源等（以下「契約電源」という）ごとに算定するものとします。

7. 第1項に基づき算定された容量確保契約金額を12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）



【約款】

＜変更後＞

第2条
(略)

2. (略) 前頁参照

第1項の控除率、電源等の経過年数に応じた控除率、入札内容に応じた控除額係数は、以下のとおりとします。
控除率 . . . 42%
電源等の経過年数に応じた控除率 . . . 9%
入札内容に応じた控除額係数 . . . 78.4%

3. 落札された電源等（以下「契約電源」という）に経過措置の対象となるユニットと対象外となるユニットが混在する場合、前項の控除率に基づく経過措置係数は、対象となるユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。
この際、経過措置係数の単位は0.01%とし、その端数は、小数点以下第3位を四捨五入します。

4. 前項の経過措置係数は容量オークションの参加資格通知時点で決定し、契約電源で新增設や第12条に示す市場退出が発生した場合においても変更しません。

5. (削除)

6. 容量確保契約金額は、契約電源ごとに算定するものとします。

7. 第1項に基づき算定された容量確保契約金額を12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）

3. 「容量確保契約約款」の変更箇所

48

約款での記載

【約款】 附則（2020年6月30日）（2023年 月 日改定）

【約款】

<変更前>

第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出
(略)

(新設)

【約款】

<変更後>

第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出
(略)

8. 前項にかかわらず、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを確認できない電源（以下「非効率石炭火力電源」という）の場合、第4項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

ただし、本項は調達オークション落札電源にのみ適用いたします。

※ 1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。また、発電設備容量に対して調達オークションAXの落札容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する調達オークションAX落札容量の比率で補正いたします。

3. 「容量確保契約約款」の変更箇所

49

約款での記載

【約款】 附則（2020年6月30日）（2023年 月 日改定）

【約款】

<変更前>

第3条 経過措置対象電源に関する実需給期間前の経済的ペナルティ

(略)

本機関は、第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

①電源等の区分が安定電源および変動電源の場合

(1) (略)

i追加設備量^{※1}を利用する場合

契約単価^{※2} × (契約容量 × 経過措置係数) × 0.3%/日
× 調整不調の日数^{※3 ※4}

ii供給信頼度確保へ影響を与える場合

契約単価^{※2} × (契約容量 × 経過措置係数) × 0.6%/日
× 調整不調の日数^{※3 ※4}

※1：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

※2：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

【約款】

<変更後>

第3条 経過措置対象電源に関する実需給期間前の経済的ペナルティ

(略)

本機関は、第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

①電源等の区分が安定電源および変動電源の場合

(1) (略)

i追加設備量^{※1}を利用する場合

契約単価^{※2} × (契約容量 × 経過措置係数) × 0.3%/日
× 調整不調の日数^{※3 ※4}

ii供給信頼度確保へ影響を与える場合

契約単価^{※2} × (契約容量 × 経過措置係数) × 0.6%/日
× 調整不調の日数^{※3 ※4}

※1：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

※2：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします

3. 「容量確保契約約款」の変更箇所

50

約款での記載

【約款】 附則（2020年6月30日）（2023年 月 日改定）

【約款】

<変更前>

（新設）

【約款】

<変更後>

第4条 リリースオークション交付額の交付またはリリースオークション請求額の請求

1. 対象実需給期間が2024年度のリリースオークションにおける交付額および請求額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

$$\begin{aligned} & \text{リリースオークション交付額および請求額} \text{ ※1} \\ &= \{ \text{メインオークションの契約単価} \text{ ※2} - \text{リリースオークションの約定価格} \\ & \times (1 - \text{控除率} \text{ ※3}) \} \times \text{リリース容量} \end{aligned}$$

※1：正数の場合は市場管理者より発電事業者等へ交付、負数の場合は請求とし、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※2：容量確保契約金額を容量確保契約容量で除したもの

※3：控除率・・・42%

2. 第1項に基づき算定されたリリースオークション交付額は、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額をリリースオークション交付額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）のリリースオークション交付額（各月）はリリースオークション交付額から最終月（3月分）以外のリリースオークション交付額（各月）の合計を差し引いたものとします。

3. リリースオークション交付額（各月）は、容量確保契約金額（各月）と合わせて交付します。

4. 第1項に基づき算定されたリリースオークション請求額は、契約変更後、対象実需給期間の前年度末までに容量提供事業者に請求します。

5. 第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティが発生している場合、第1項のリリースオークションにおける交付額または請求額を調整する場合があります。

3. 「容量確保契約約款」の変更箇所

51

約款での記載

【約款】 附則（2021年7月1日）（2023年 月 日改定）

【約款】

＜変更前＞

第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

（略）

4. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額

＝ 契約単価※1 × 契約容量

－ 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額
－ 第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ※2

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。

※2：容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量および供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正



【約款】

＜変更後＞

第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

（略）

4. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額

＝ 契約単価※1 × 契約容量

－ 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額
－ 第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ※2

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします。

※2：容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量および供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正

3. 「容量確保契約約款」の変更箇所

52

約款での記載

【約款】 附則（2021年7月1日）（2023年 月 日改定）

【約款】

<変更前>

第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

(略)

8. 容量確保契約金額は、落札された電源等（以下「契約電源」という）ごとに算定するものとします。

9. (略)

10. 前項にかかわらず、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを確認できない電源（以下「非効率石炭火力電源」という）の場合、第4項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

※ 1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。

【約款】

<変更後>

第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

(略)

8. 容量確保契約金額は、契約電源ごとに算定するものとします。

9. (略)

10. 前項にかかわらず、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを確認できない電源（以下「非効率石炭火力電源」という）の場合、第4項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

※ 1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。また、発電設備容量に対して契約容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する契約容量の比率で補正いたします。

3. 「容量確保契約約款」の変更箇所

53

約款での記載

【約款】 附則（2021年7月1日）（2023年 月 日改定）

【約款】

<変更前>

第3条 経過措置対象電源に関する実需給期間前の経済的ペナルティ

(略)

①電源等の区分が安定電源および変動電源の場合

(1) 調整不調電源に科される経済的ペナルティ

(略)

i 追加設備量※¹を利用する場合

(契約単価※² × 契約容量－容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額)

× 0.3%/日 × 調整不調の日数※³ ※⁴

ii 供給信頼度確保へ影響を与える場合

(略)

※1：(略)

※2：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※3：(略)

※4：(略)



【約款】

<変更後>

第3条 経過措置対象電源に関する実需給期間前の経済的ペナルティ

(略)

①電源等の区分が安定電源および変動電源の場合

(1) 調整不調電源に科される経済的ペナルティ

(略)

i 追加設備量※¹を利用する場合

(契約単価※² × 契約容量－容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額)

× 0.3%/日 × 調整不調の日数※³ ※⁴

ii 供給信頼度確保へ影響を与える場合

(略)

※1：(略)

※2：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします。

※3：(略)

※4：(略)